

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に 関する有識者会議（第2回会議）

－ 定期検査 －

令和 7 年 2 月
防 衛 省

定期検査の現状

防衛省における定期検査は、内部規則で年2回以上、次の2点を中心として行うよう定めている。

○ 帳簿と対象文書の突合

帳簿の記載又は記録と実際に保管されている特定秘密文書等（電磁的記録を含む。）を突合

○ 内部規則で定めている措置の確認

取扱職員名簿や特定秘密文書等の作成、運搬、交付、伝達、廃棄その他の手続の実施状況等の確認

電磁的記録など十分に検査できていない項目もある。この点、一部の部隊では検査を実施しているが、相当なマンパワーを必要としている。

さらに、陸・海・空自衛隊では、特定秘密管理者たる各幕僚長が管下を対象とした規則を定め、それぞれにおいて、定期検査の実施要領、確認項目、注意事項をまとめた「チェックリスト」を作成しているが、共通的なものはなく、記述の詳しさ等にはばらつきがある。

○ 現状の定期検査の評価

定期検査は特定秘密文書等の管理状況及び保護措置の実施状況を定期的に把握するための重要な手続であり、一定の意義を有するため、今後も引き続き、実施していく必要がある。

一方で、検査項目の拡大は現場の負担を増大させるため、年2回実施することとしていた検査項目を年1回にするなど整理することも一案。

○ 電子機器の点検要領の確立に向けた方向性

電子機器の点検要領は、現場の負担が少なく、効率的かつ効果的に実施できることが必要。各幕僚監部に共通の点検要領の確立について、各幕僚監部の意見も聴取しつつ、検討を進める。